

⑥ 広島城・中央公園地区

1 対象エリア

広島城跡(堀等を含みます。)から北は城北通り、西は太田川までの区域、東は広島城跡の周辺道路端から一街区の区域、南は中央公園の区域(ただし、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区のエリアと重複する部分を除きます。)及び広島市民病院の敷地を基本に、以下のとおりとします。



広島城・中央公園地区の位置図

2 景観形成の方針

毛利輝元の築城により、慶長4年(1599年)に落成した広島城は、明治7年の火災により本丸、三の丸等が焼失し、大天守、中・裏御門、二の丸等が残っていましたが、昭和20年8月6日原子爆弾の投下によりすべての建物が倒壊、焼失しました。

その後、昭和28年に城跡が国の史跡指定を受け、また、昭和33年には天守閣が復元され、現在では本市の貴重な観光資源の一つとなっています。

この広島城を含む中央公園は、平和記念公園と道路を隔てて接し、*都心に位置する緑あふれる憩いの空間として多くの市民や観光客に親しまれるとともに、園内には、図書館や美術館、県立総合体育館などの教育・文化・スポーツ施設が立地しています。

こうした*都心に立地する多様な*都市機能と公園の持つ緑のオアシス機能が調和した美しい景観づくりを進める必要があります。

景 観 形 成 の 方 針

*都心に立地する多様な*都市機能と公園の持つ緑のオアシス機能が調和した景観を形成します。

ア 広島城・中央公園周辺の既成市街地においては、広島城及び広島城跡への眺望に配慮します。

イ 平和記念資料館本館、原爆死没者慰霊碑、原爆ドームを結ぶ南北軸の延長線上及びその周辺のエリアは、原爆ドームの背景としての平和記念公園からの見え方や、中央公園との連続性に配慮します。

ウ 外壁等の色彩については、広島城及び広島城跡のたたずまいと調和したものとし、高明度、低彩度色を基調としたものとします。

エ 歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、地区の雰囲気演出に努めます。

オ 景観に潤いを与えるため、敷地内緑化を進め、建築物等においては屋上緑化や壁面緑化に努めます。

3 届出対象行為

以下の行為について、届出が必要になります。

届出対象行為	種 類	規 模
建築物の建築等	新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の一の面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分(陸屋根の防水措置に係る部分を除く。)の面積が2分の1を超えるもの)	高さ13メートル(‘幅員が10メートルを超える道路に係る沿道の角地又は当該地区内の主な河川に面する部分 ^{※1} に係る建築物等にあつては、高さ7メートル)を超えるもの又は建築(築造)面積が1,000平方メートルを超えるもの
工作物1〈表1〉の建設等		
工作物2〈表2〉の建設等		〈表2〉のとおり

注：工作物にあつては、屋外に設置するものに限る。

〈表1〉

工作物1
煙突
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)
電波塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
アスファルト、コンクリートなどの製造施設その他これらに類するもの
サイロ、ガスタンクなどの貯蔵施設その他これらに類するもの
粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設その他これらに類するもの
彫像及び記念碑
太陽光発電装置

〈表2〉

工作物2
携帯電話等基地局アンテナ(規模にかかわらず全て)
駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場及びこれに類する駐輪場(時間貸し駐車場等)(規模にかかわらず全て)
機械式自動車車庫(地上段数が2以上のものに限る。)
擁壁(高さ2メートルを超えるものに限る。)であつて道路に接して設けるもの
塀及び柵(高さ1.5メートルを超えるものに限る。)であつて道路に接して設けるもの
日よけ、雨よけその他これらに類するもの(規模にかかわらず全て)
自動販売機(‘中央公園(広島城を含む)の区域内、及び広島城跡の周縁道路に面する部分 ^{※2} に設置するもの全て)

※1 主な河川に面する部分：主な河川から50メートル以内の範囲とする。以下この地区において同じ。

※2 広島城跡の周縁道路に面する部分：広島城跡の周縁道路から25メートル以内の範囲とする。以下この地区において同じ。

4 形態意匠の基準

注：アンダーラインは、地区ごとに異なる部分です。

対象物及び項目			形態意匠の基準(景観法第8条第2項第2号)
建築物	形態の基準	配置 低層階 緑化	配置、低層階
			敷地内緑化
			駐車場、駐輪場、 ゴミ置き場等
			塀、柵
	形状 材質 付帯設備	外形	外観
			壁面分節化
			塔屋、屋上設備
			屋外階段
			仕上げ材質
			室外機、 壁面設備
			バルコニーの 洗濯物
			* ガラス面の広告
			テレビアンテナ等
	色彩の基準	外壁	基本
			基調色※2
			補助色※3
			強調色※4

建築物	色彩の基準		屋根色 ^{※5}	屋根色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は、周囲の街並みや外壁等の色彩と調和するように努める。 0R～5Yの色相：明度6以下、彩度4以下 上記以外の色相：明度6以下、彩度1以下
	その他		工事現場の仮囲い	工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。
工作物1・2	形態の基準	配置形状	共通	工作物の外観は、広島城、広島城跡の背景として、または河川及び対岸からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。
			携帯電話等 基地局アンテナ	できるだけ広島城、広島城跡の背景として、または河川及び対岸から見えない位置に設置するとともに、外壁又は屋根と同色で着色するなど目立たないように工夫する。
			時間貸し駐車場等	舗装面や機器類などは、周辺景観との調和を図る。
			機械式自動車車庫	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。
			擁壁	擁壁の形態を周辺の地形に合わせるなど、周りの景観に溶け込むような工夫や修景を行うことによって、周辺景観との調和を図る。
			塀、柵	周辺景観との調和を図る。
	色彩の基準		工作物 (日よけ、雨よけ等及び自動販売機を除く。)	建築物の色彩の基準を準用する。 ただし、柵や柱などの線的要素で構成される工作物については、上記の彩度範囲において、明度4未満の色彩も使用できるものとする。
			日よけ、 雨よけ等	地色 ^{※6} の色彩は、落ち着いた色彩とし、次の範囲から用いるものとする。 また、複数のテントや幕を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。 0R～5Yの色相：彩度8以下 上記以外の色相：彩度6以下
			自動販売機	自動販売機の外観は、次の色彩を基本とし、落ち着いたものとする。 また、複数の販売機を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。 5Y7.5/1.5、N9または0R～5Yの色相：明度4以下、彩度4以下 ただし、木製の囲い等により周囲と調和するように修景を行った場合はこの限りでない。
	その他		工事現場の仮囲い	工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。

※1 河川及び対岸：リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所での建築行為等に限る。

※2 基調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5以上に用いる色彩。

※3 補助色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満で用いる色彩。

※4 強調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/20未満で用いる色彩。ただし、補助色と強調色の和は、最大で外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満とする。

※5 屋根色：屋根面に用いる色彩。ただし、陸屋根にあつては防水措置に係る部分を除く。

※6 地色：日よけ、雨よけ等の1/3以上に用いる色彩。

注：一義的には基準に不適合のものであっても、景観審議会での審議などを経て、景観上の配慮や公益的な空間づくりがなされ、街並みの形成上支障がないと思われるものについては、特例的に基準外の色を使用できる場合があります。

広島城・中央公園地区 の使用可能色の範囲

〈解説〉

1 基調色

広島城及び広島城跡の落ち着いた雰囲気と調和の図られた景観を形成するため、暖かく落ち着いた印象をもつ暖色系色相(0R～5Y)の低彩度色を基本とします。寒色系色相(0R～5Y以外)を用いる場合は、色相による制限は行いませんが、概ね暖色系色相でまとまっている現況の景観を損なわないよう、さらに落ち着いた低彩度に抑えることとします。

また、暗い(明度が低い)色彩は周辺に威圧感を与えることから基調色として用いることを制限します。

さらに、明度が8を超え、一定の彩度を持つパステル調の色彩については、退色や汚れの影響を受けやすく、現況の街並みにおいてもほとんど用いられていないことから、基調色として用いることを制限します。

2 補助色

広島城及び広島城跡との調和の図られた景観の形成と商業地に隣接する地区としてのにぎわいの創出のバランスに配慮して色彩の使用可能範囲を拡げています。

3 強調色

使用可能色の範囲は定めませんが、中遠景の品格と近景でのにぎわいに配慮し、高さ10メートル以下で用いることとします。

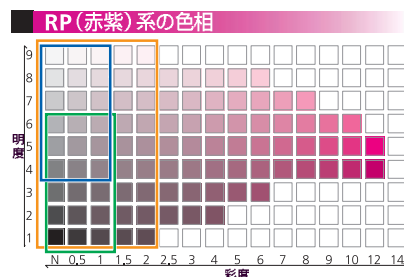
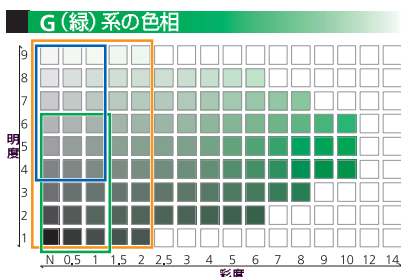
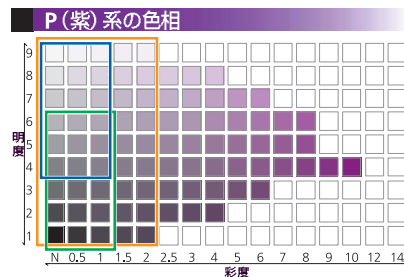
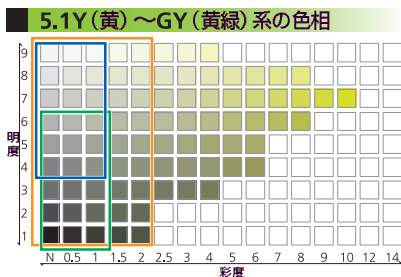
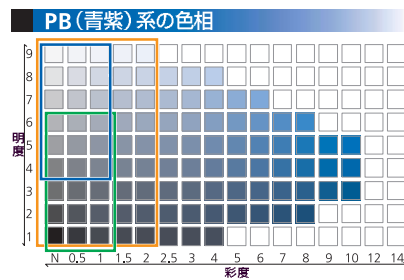
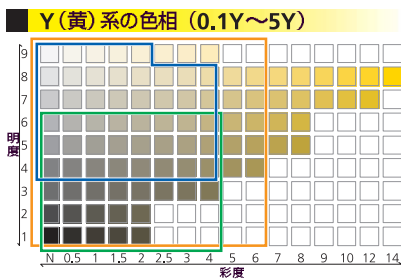
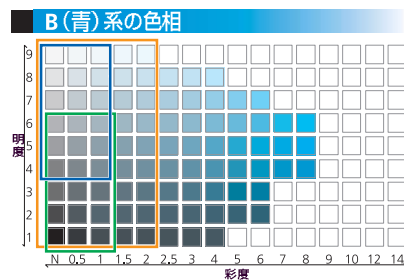
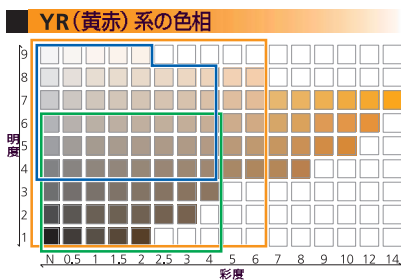
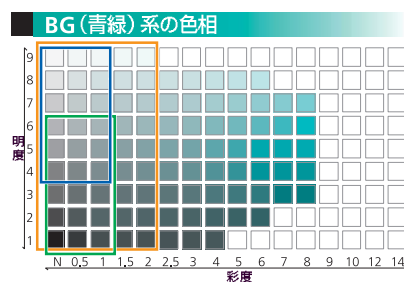
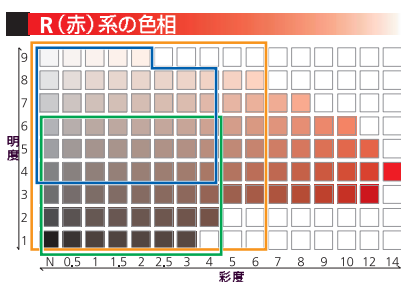
4 屋根色

広島城及び広島城跡との調和の図られた景観の形成に配慮し、彩度を抑えたものとします。

ただし、建築物の外観上の全体的なバランスに配慮し、明るい(明度が高い)色彩を制限します。

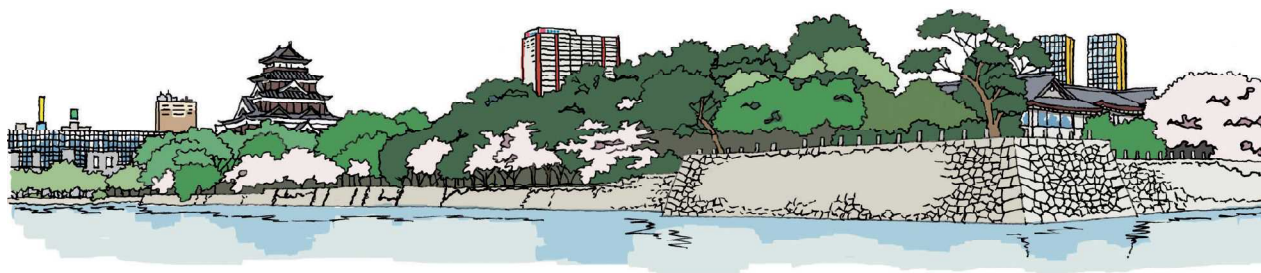
基準の適用部位		色相	明度	彩度	凡例(使用可能範囲)
建築物の外壁 工作物※の外観	基調色	0R～5Y	8超	2以下	
			4以上8以下	4以下	
	補助色	0R～5Y	4以上	1以下	
		上記以外	—	6以下	
	強調色	上記以外	—	2以下	
		高さ10メートル以下の部分で用いる			
建築物の屋根	屋根色	0R～5Y	6以下	4以下	
		上記以外		1以下	

※ 日よけ、雨よけ等及び自動販売機を除く



景観計画による規制・誘導がない場合のイメージ

このスケッチは、景観計画の運用後、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づき改善されるイメージを示したもので、この地区の将来的な理想像を示すものではありません。また、あくまでイメージであり、電線類など実際とは異なります。



景観計画による規制・誘導イメージ

屋上広告物設置の制限とシンプルな広告物への誘導

外壁基調色、強調色の色彩の基準への適合

屋上設備に対する
景観上の配慮

